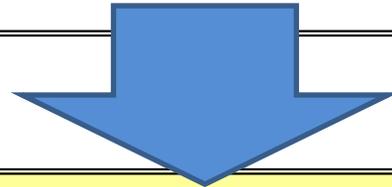


# 集落対策の取り組み状況

## これまでの経緯

平成20年4月24日（過疎問題懇談会）  
「過疎地域等の集落対策についての提言」



平成20年8月1日（総務省通知）  
「過疎地域等における集落対策の推進について」

# 過疎地域等の集落対策についての提言 ～集落の価値を見つめ直す～

平成20年4月24日  
過疎問題懇談会

- ◎集落の課題を「自らの地域」の課題としてとらえられるようにする
- ◎市町村が集落に対して十分な目配りを行う
- ◎住民と市町村の強力なパートナーシップを形成して取り組む

## ①集落支援員(仮称)の設置

- ・市町村に「**集落支援員**」(仮称)を設置。支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。
- (行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい外部人材を活用)

## ②集落点検の実施

- ・集落支援員(仮称)は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施(集落点検チェックシートを活用)

## ③集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・集落支援員(仮称)がアドバイザー・コーディネーターとして参画・支援

## ④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

- ・**住民と市町村の協働による、地域の実情に応じた集落対策を推進**
- (生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし、コミュニティビジネスの振興、複数集落の連携などの取り組み)

フロー

## ①集落支援員(仮称)の設置

(集落巡回、状況把握、話し合いの支援等)

## ②集落点検の実施

- ・人口・世帯数の動向
- ・通院・買物・共同作業の状況、農地、森林の状況
- ・地域資源、集落外との人の交流、Uターン、他集落との連携の状況 等

## ③集落のあり方についての話し合い

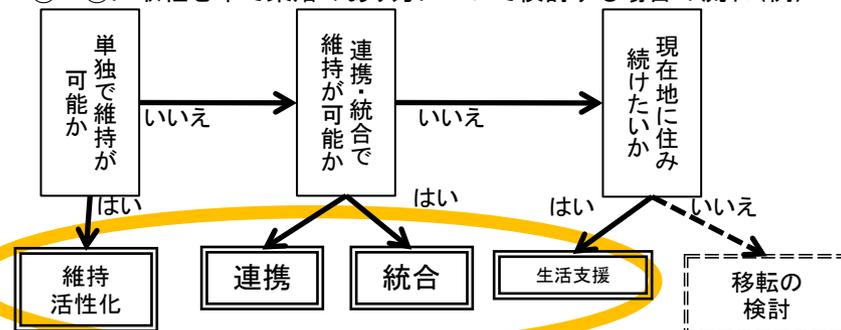
- ・集落の現状、課題、今後のあり方
- ・維持・活性化策 等

## ④維持・活性化に向けた取り組み

(例)生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、特産品を生かした地域おこし、複数集落の連携 等

④ 維持・活性化対策

①～④に取り組む中で集落のあり方について検討する場合の流れ(例)



# 集落対策の推進について

過疎地域等における集落対策について（概要）  
（平成20年8月1日総行過第95号 総務省通知）

## 進め方等

### 1 集落支援員の設置

- ・ 市町村に「**集落支援員**」を設置。
- ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。  
（行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材を活用）  
（地域の実情に応じ、当該市町村外の人材活用も可能）

### 2 集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施（集落点検チェックシートを活用）

集落支援員  
による支援

### 3 集落のあり方についての話し合い

- ・ 住民と住民・住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進  
（「集落点検」の結果を活用）
- ・ 集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画、支援

集落支援員  
による支援

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

積極的に実施

集落支援員  
による支援

- 集落支援員の活動内容や、活動体制の検討
- 必要な集落支援員を確保・設置（設置例：非常勤の嘱託員として設置する、NPOへの集落支援員に相当する業務を委託する等）

- 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- 集落点検チェックシートの作成
- 集落点検の実施
- 点検結果の集約、住民への周知 等

- 実施時期・回数・参加者などを検討
- 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 など

- ◎集落支援員の設置、集落点検、話し合いに要する経費への特別交付税措置（※）  
※過疎法・離島振興法・半島振興法・山村振興法等の指定市町村への限定なし。
- ◎集落点検や話し合いの結果を踏まえて実施する集落の維持・活性化対策について、今後地方財政措置を検討

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

# 平成20年度の取り組み状況等

○都道府県分 11府県

○市町村分 26道府県 66市町村

○専任の「集落支援員」の設置数 199人

- ・地域コーディネーター（岩手県田野畑村） 3人
- ・喜多方市過疎集落支援員（福島県喜多方市） 5人
- ・色川地域集落支援員（和歌山県那智勝浦町） 1人
- ・里山プランナー（島根県） 4人
- ・地域マネージャー（島根県雲南市） 23人 など

※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 約2,000人

○平成20年度の特別交付税措置について

集落支援員の設置、集落点検及び話し合いに要する経費について、「特別交付税に関する省令」の本則に規定(3月分)

- ・専任の集落支援員の場合 集落支援員1人当たり 2,200千円(※)
- ・自治会長など他の業務との兼任の場合 集落支援員1人当たり 400千円(※)

(※)調査した額が下回る場合、当該額

# 集落支援員の取り組み事例

## 福島県喜多方市

10集落に5人の集落支援員(喜多方市過疎集落支援員)を設置

人材

地域の実情に詳しい人材  
(行政経験者、農業関係業務の経験者 等)

業務内容

地区担当の市職員等と連携し、集落を巡回

ポイント

集落支援員と市職員が協働して集落対策に取り組む



## 島根県

県内5市町村をモデル事業の対象に選定し、4人の集落支援員(里山プランナー)を設置

人材

島根県中山間地域研究センター客員研究員  
(事業実施にあたり、やる気のある方を公募)

業務内容

地域の課題を抽出し、必要な機能・サービスを検討

ポイント

- ・ 県の予算的・人的支援をモデル市町村へ集中
- ・ 蓄積したノウハウにより、全県的な取り組みを推進

